

1. 改正の概要

令和5年10月1日付けの道路運送法の改正により、協議運賃に係る取扱いが変更されました。これまでは、乗合バスの運賃は公共交通会議の協議事項として取り扱うことができましたが、改正により、地域公共交通会議とは別の会議体で協議すること、あらかじめ公聴会の開催等の措置をとることが規定されたため要綱を改正するものです。

運賃を協議する別の会議体として、運賃協議会を新たに設置します。構成員は、新城市、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、運輸局、関係住民の代表の4者です。運賃協議会の今後の運営や管理は事務局で行います。協議結果は、公共交通会議の場で報告します。

なお、自家用有償旅客運送については、引き続き公共交通会議で協議します。

2. 改正の内容

(1) 新城市地域公共交通会議設置要綱

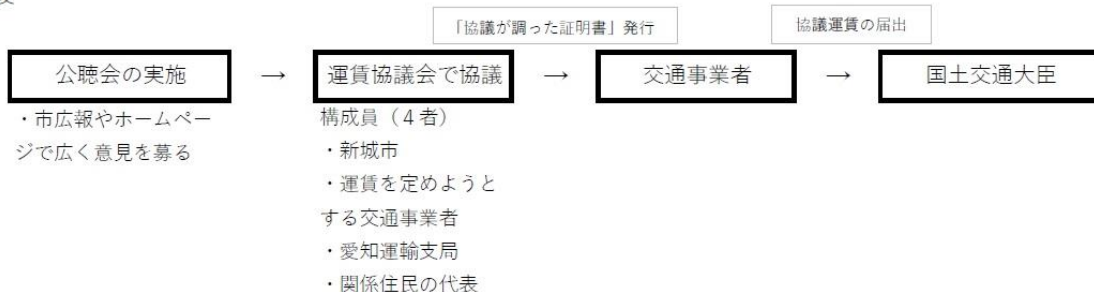
新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域公共交通計画に関する事項</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域公共交通計画に関する事項</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p>

3. 運賃改正までの流れ

・法改正前



・法改正後



新城市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 新城市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送及びNPO法人等が運営する公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) NPO団体等が運営する公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事項
- (5) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長及びその指名する者
- (2) 一般乗合自動車運送業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 中部運輸局長（愛知運輸支局長）又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市内において現に公共交通空白地有償運送を行っているNPO団体等
- (7) 愛知県における関係行政機関の職員
- (8) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は、選任の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再選を妨げない。

(役員)

第4条 交通会議に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 座長 1名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は市長とし、交通会議を代表する。
 - 3 副会長及び監事は会長が指名する。
 - 4 座長は委員の互選により決める。
 - 5 座長は交通会議の議長となる。

6 新城市に対する申請及び契約に関しては、副会長が交通会議を代表する。

(会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 委員は委任状により代理者を出席させることができる。

3 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 交通会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 交通会議は課題解決のための協議を行う部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に定める委員及びその他の者で、協議の内容により会長が必要と認めた者で構成する。

3 各部会は、協議した結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、市民協働部公共交通対策課において処理する。

2 庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算及び財務)

第9条 交通会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。

2 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

新城市地域公共交通運賃料金協議会議設置要綱

制定 令和 年 月 日

(目的)

第1条 新城市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の輸送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 新城市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民の代表

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長をおき、新城市職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会の議決の方法は、全会一致とする。
- 5 運賃料金協議会は原則として公開とする。
- 6 運賃料金協議会の庶務は、市民協働部公共交通対策課において処理する。
- 7 運賃等に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(運賃等に係るご相談又は通報窓口)

新城市役所市民協働部公共交通対策課

連絡先：TEL 0536-22-9901

FAX 0536-23-2002

(案)

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、新城市地域公共交通会議に報告する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。